

平成25年7月12日
幹事会開催時資料

平成25年度 第1回久留米市地域公共交通会議幹事会議案等

《報 告》

- 報告第1号 久留米市地域公共交通会議幹事会の設置について P 1
- 報告第2号 久留米市城島地域デマンド乗合タクシー試験運行の
利用状況について P 3

《協 議》

- 協議第1号 久留米市城島地域デマンド乗合タクシー試験運行の
運行計画の見直しについて P 6

幹事会「協議第1号」の結果を
資料1の「報告第1号」で報告

報告第1号

久留米市地域公共交通会議幹事会の設置について

別紙のとおり久留米市地域公共交通会議幹事会を設置したので報告する。

平成25年7月12日提出

久留米市地域公共交通会議
会長 深井 敦夫

久留米市地域公共交通会議幹事会の設置について

1. 名 称

久留米市地域公共交通会議幹事会

2. 設 置 日

平成25年7月12日

3. 設置根拠

久留米市地域公共交通会議設置要綱第10条第1項

4. 協議事項

久留米市地域公共交通会議幹事会設置要領第2条第1号に定める事項の協議
地域公共交通会議幹事会設置要領第2条第1号抜粋

久留米市地域公共交通会議に提案され、協議・調整を行った地域の需要に即した乗合サービス事業のうち、軽微な事業計画の変更その他必要と認められる措置の変更

5. 幹事会委員

久留米市地域公共交通会議幹事会設置要領第3条第1項の規定に基づく下記の者

No.	委員区分	所 属	職 名	氏 名
1	幹事会代表	久留米市都市建設部都市デザイン課	課長	江島 正男
2	第3条第2号	西日本鉄道株式会社自動車事業本部営業部	営業第三課長	松村 茂寿
3	第3条第2号	西鉄バス久留米株式会社	代表取締役社長	安河内広造
4	第3条第2号	堀川バス株式会社	代表取締役社長	丸山 健
5	第3条第2号	株式会社甘木観光バス	代表取締役社長	池野 栄次
6	第3条第3号	社団法人福岡県バス協会	専務理事	阿部 功
7	第3条第4号	久留米市タクシー協会	会長	中川 恵司
8	第5条	城島地域校区まちづくり連絡会議	副会長	田本 栄之

※委員区分は久留米市地域公共交通会議設置要綱第3条及び第5条に規定される区分

報告第2号

久留米市城島地域デマンド乗合タクシーの利用状況について

別紙のとおり久留米市城島地域デマンド乗合タクシーの利用状況について
報告する。

平成25年7月12日提出

久留米市地域公共交通会議
会長 深井 敦夫

城島地域デマンド乗合タクシー試験運行の状況について

1. 試験運行の目的

日常生活の移動が不便な地域における、移動制約者の日々の買物や通院などの移動手段を確保するため、城島地域において「デマンド乗合タクシー」の試験運行を行うもの。

2. 試験運行期間

平成25年3月1日～平成26年3月31日（予定）

3. 運行開始に至るまでの主な経過

平成24年6月	検討組織「久留米市地域公共交通会議(以下、「交通会議」)」を設立
平成24年8月	交通会議(第2回)を開催し、運行計画概要及び事業者選定方法を決定
平成24年10月	試験運行业務委託に係る公募型プロポーザルを実施
平成24年11月	交通会議(第3回)を開催し、運行业業者の報告及び運行計画を決定
平成25年1月	利用登録及びPR・広報活動を開始
平成25年3月	試験運行を開始

4. 利用登録者の状況

平成24年1月15日から利用登録受付を開始し、5月末時点で438人（男性131人、女性307人）。

○登録者の年代は、70歳代が約36%と最も多く、次に80歳代が約31%と多い。

5. 運行状況

(1) 集計期間

平成25年3月1日から5月31日まで（運行日数…74日）

(2) 利用者数

- ・延べ利用者数 166人 ※実利用者数…38人（登録者全体の約9%）
- ・日最多利用者数 7人 → 3月9日(土)、4月24日(水)、5月21日(火)の3日
- ・日最小利用者数 0人 → 3月27日(水)を含め延べ7日
- ・日平均利用者数 2.3人 ※月別平均利用 3月2.3人→4月2.4人→5月2.0人

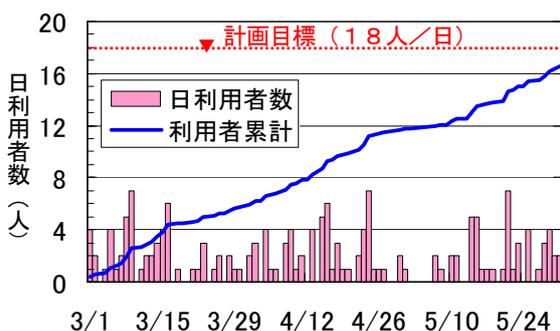


図1 運行3ヶ月間の利用状況

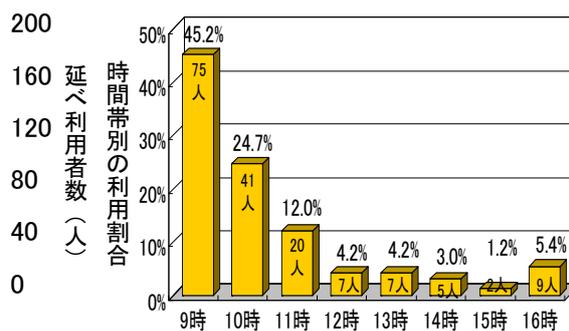


図2 時間帯別の利用状況

- 限定した曜日、時間帯に利用が集中するようなケースは見受けられない。
- 午前中の11時便までの利用が約82%と多い。特に、9時便が最も多く、後の時間ほど利用が少なくなる傾向がある。主に病院への移動手段として利用が多い。

6. 聞き取り調査の概要

(1) 調査概要

- ①調査日時：平成25年4月23・24・25・26・30日（延べ5日間）
- ②調査対象：利用登録者102人（登録者全体の約24%）
- ③調査方法：個別訪問

(2) 調査結果

①本運行内容の「理解度」について

○運行内容、予約方法等の利用方法を正しく理解された方は57名（約56%程度）であり、制度に対して誤解されている方も見られた。

②本運行における「利用しやすさ」、「運行エリア」等について

○不満な点として意見が多かったものから列挙する。

- ・帰りの便の予約を前日までに決めるのが難しい。 → 55人（約54%）
- ・前日までに予約をすることが面倒、また難しい。 → 47人（約46%）
- ・運行範囲の外まで行きたい。 → 30人（約29%）
- ・時間の制約が多く、利用しづらい。 → 22人（約22%）

利用者意見のとりまとめ

- 運行計画の内容を正しく理解されていない。
- 予約方法に大きな抵抗をもっている。

今後の改善のポイント

- 認知度の向上 …… 制度周知策の実施
- 利便性の向上 …… 運行計画の見直し

協議第 1 号

久留米市城島地域デマンド乗合タクシー試験運行の運行計画の見直しについて

久留米市城島地域デマンド乗合タクシー試験運行計画(第 1 回変更)について、
別紙のとおり承認を求める。

平成 2 5 年 7 月 1 2 日提出

久留米市地域公共交通会議
会長 深井 敦夫

久留米市城島地域デマンド乗合タクシー試験運行計画（第1回変更）

1. 事業名称

久留米市城島地域デマンド乗合タクシー試験運行

2. 事業主体

久留米市

3. 運行主体

道路運送法第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業者

4. 事業概要

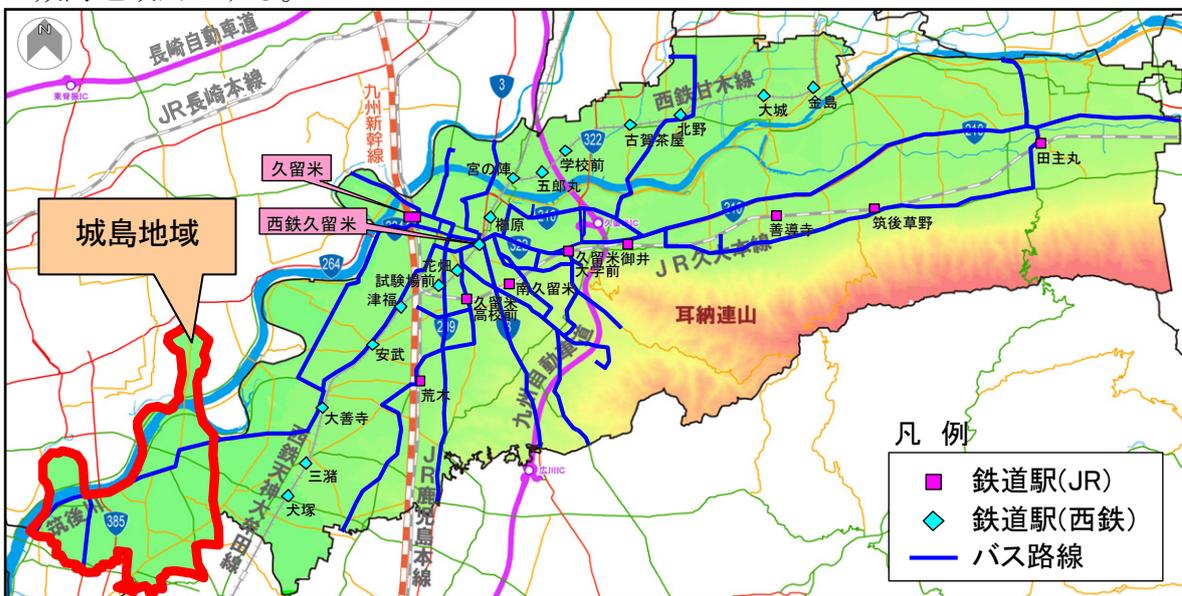
公共交通空白地域を多く抱える城島地域における移動制約者対策として、病院、店舗、バス停等への移動を支援するデマンド乗合タクシーを試験運行する。

5. 運行方式

定時ダイヤ型、区域運行方式により行う。

6. 運行範囲

城島地域内とする。



7. 運行車両

タクシー車両とする（セダン型、もしくはワンボックス型で設定）。

なお、車両については、デマンド乗合タクシー運行に支障のない範囲で一般乗用旅客自動車運送事業用車両との併用を認める。

8. 運行時の車両表示

デマンド乗合タクシー運行時には、車両の両側面にデマンド乗合タクシーである旨を記載したマグネットシートを貼付する。

9. 乗降場所

城島地域内全域とする。

なお、停留所の設置は行わない。

10. 運行方法及び使用車両数

予約による時間固定型運行を行う（運行時間帯を定め予約のある時間帯のみ運行する）。

なお、1運行時間（1時間）あたりの使用車両数は1～2両とする。

11. 運行時間及び運行時間帯

運行時間は、9時から16時までの1日8便を原則とする。

【運行時間帯】

9時、10時、11時、12時、13時、14時、15時、16時

12. 利用上限

1便あたり最大8名までとする。

なお、予約は先着順とする。

13. 運行日

月曜日から土曜日に運行する。ただし、日祝日、お盆期間（8月13日から15日）、年末年始期間（12月29日から1月3日）は運休とする。

14. 利用料金

1回の利用あたり300円とする。

なお、未就学児は無料とするが、保護者同伴を条件とする。

15. 利用対象者及び登録方法

利用対象者は、事前登録を行った者とし、年齢制限等は設けない。

登録受付は平成25年1月より城島総合支所等で行う。

なお、利用者登録は試験運行期間中も随時行うものとする。

16. 利用方法

利用は、電話若しくはFAXによる事前予約制とする。予約は、運休日を除く利用希望日の前日までとし、受付時間は9時から15時までとする。

なお、予約受付終了後に事業者から利用者に対して、乗車場所への迎車予定時間を電話（希望者にはFAX及び留守番電話への録音）にて連絡する。

17. 運行期間

平成26年3月まで試験運行を継続する予定である。